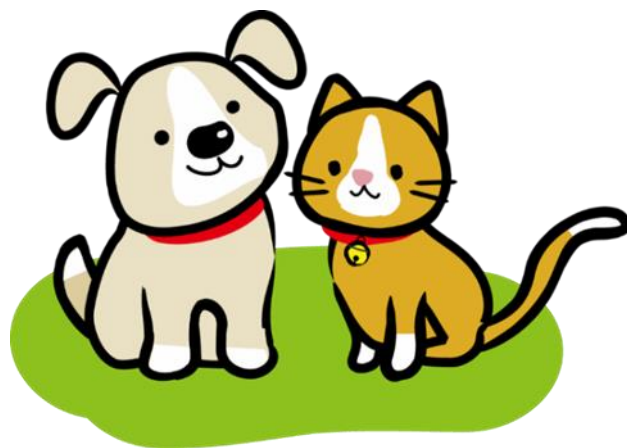


# いしかわ動物愛護管理推進計画

－ 人とペットのより良い関係に向けて －

(見直し案)



令和3年3月

石川県

# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の考え方	1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)計画の期間	1
(4)計画の見直し	1
2 施策の推進方策	2
(1)数値目標の設定	2
(2)推進体制	2
(3)役割分担	2
3 施策推進の体系	5
(1)所有者等の社会的責任の徹底	5
(2)動物取扱業者の責任の徹底	5
(3)地域の実情に応じた取組の推進	5
(4)県民と動物の安全の確保	5
第2章 施策展開	6
1 所有者等の社会的責任の徹底	6
(1)適正飼養の普及啓発の強化	6
(2)犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底	13
(3)犬、猫の殺処分数等の減少への取組	14
(4)災害時のペット動物の同行避難について	17
2 動物取扱業者の責任の徹底	19
(1)動物取扱業者の登録・届出の徹底	19
(2)動物取扱業者に対する監視・指導の強化	19
(3)動物取扱責任者の資質の向上	20
(4)産業動物、実験動物の適正な取扱いの推進	21
3 地域の実情に応じた取組の推進	22
(1)地域における動物愛護と適正な飼養を推進する体制づくり	22
(2)小学校等における取組の支援	22
(3)飼い主のいない猫対策	23
4 県民と動物の安全の確保	25
(1)人と動物の共通感染症対策	25
(2)特定動物による危害の防止	25
(3)災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策	26
第3章 計画の数値目標	28
資料編	29

資料1 いしかわ動物愛護管理推進計画 検討会委員名簿 .....	29
資料2 動物愛護に関するアンケート調査について .....	30

### 本計画において対象とする動物

本計画において対象とする「動物」は、家庭で飼養する犬や猫（いわゆるペット）などであり、野生動物は含みません。

なお、野生動物のうち、鳥類又はほ乳類については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、「鳥獣保護管理事業計画」や「特定鳥獣保護管理計画」が策定され、それに基づき、保護管理等の事業が実施されています。

# 第 1 章 計画の概要

## 1 計画策定の考え方

### (1) 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化等を背景として、動物(ペット)は、人の心に安らぎや潤いを与えてくれ、心豊かな生活に欠かせないものになってきており、飼養志向が高まっています。

しかし、一方では、安易な遺棄や虐待、飼養マナーの欠如や不適正な給餌や給水による動物のふん尿、鳴き声などに起因する迷惑行為などが社会的な問題となっています。

さらに、災害時におけるペットとの同行避難など、災害への備えにも関心が高まっています。

県では、動物も家族の一員として、人と動物がより良い関係で暮らせる地域社会づくりに向けて、平成 20 年 3 月に「いしかわ動物愛護管理推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

平成 25 年に環境省から改正「動物の愛護及び関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が示されたことをうけ、平成 26 年 3 月に災害時における動物の適正な飼養等に関する規定等を盛り込んだ改定を行いました。

このような中、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「法」という。)の改正に伴い、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)が令和 2 年 4 月 30 日付けで改正されたことから、現状を踏まえ、本計画を改定することとしました。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、法第 6 条の規定により策定するものであり、基本指針に即し、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明らかにするものです。

また、市町、動物の所有者または占有者(以下「所有者等」という。)、動物取扱業者、獣医師会、動物愛護団体など、動物の愛護管理に関わるものに共通する行動指針とするものです。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月から令和 13 年 3 月末までの 10 年間とします。

### (4) 計画の見直し

状況の変化に適時的確に対応するため、策定後おおむね 5 年目に当たる令和 7 年度を目途として、その見直しを行います。

## 2 施策の推進方策

### (1) 数値目標の設定

動物の愛護及び管理を推進するためには、県や市町のみならず、動物の所有者等、動物愛護団体など多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効です。

☐ 数値目標→「第3章 計画の数値目標」p.28 参照

### (2) 推進体制

本計画に基づく動物の愛護及び管理の取組について、学識経験者、獣医師会、動物愛護団体、市町行政関係者などで協議し、連携・協力を図ります。

### (3) 役割分担

#### ア 県の役割

県は、動物取扱業の登録・届出と監視・指導、犬、猫の引取り・収容及び動物愛護管理の普及啓発など、広域的・専門的な役割があります。

また、本計画推進に当たって、情報の収集・提供や、市町、獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護団体等との連携に努めます。

#### イ 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。そのため、市町は、そうした課題解決のため、地域の実情に応じたきめ細かな取組を推進します。

#### ウ 飼い主の役割

飼い主が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生理、生態、習性に応じて、やむを得ない場合は動物の健康・安全を確保するために譲渡や引取りを求めることを含めて、その動物を生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。

#### エ 獣医師会の役割

人と動物の共通感染症の知識や犬、猫の不妊・去勢手術の必要性などの普及啓発、災害時における負傷動物の保護などについては、専門的立場からの取組が期待されます。

#### オ 動物取扱業者の役割

法では、動物取扱業者に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者等への動物飼養に関する重要事項の説明、売買等の記録と保管等について、確実に実施することが定められています。

☐ 動物取扱業者

(第一種動物取扱業) 販売、保管、貸出し、訓練、展示、譲受飼養業、競りあっせん業を業として行う者

(第二種動物取扱業) 非営利で譲渡、保管、貸出し、訓練、展示を業として行う者

## カ 県民の役割

人と動物が共生する社会づくりは、県民一人ひとりの理解と行動なしには実現できません。人と同様に命あるものとして動物にやさしい眼差しを向けることができるよう、人と動物のより良い関係に向けた社会づくりへの取組が求められます。

## キ 動物愛護推進員の役割

犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を深め、啓発することや、犬猫等の譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること、県又は市町が行う施策に協力することなどが求められます。

### 動物愛護推進員

地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者。法第 38 条第 1 項の規定に基づき知事が委嘱する。令和 2 年 1 月末現在 11 名を委嘱。

## ク 動物愛護団体、ボランティアの役割

犬、猫等の動物の愛護と適正飼養について、住民への普及啓発等を通じて、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引して行くことが期待されます。



### 3 施策推進の体系

本計画では、施策推進の体系を以下のとおり整理しました。

#### (1)所有者等の社会的責任の徹底

地域において動物に関わるトラブルをなくし、動物の存在が地域の人々によって受け入れられる社会づくりに向けて、所有者等の社会的責任という視点から、適正な飼養、所有者等によるモラルの向上やマナーの遵守の徹底を図ります。

所有者等の意識向上や、所有者のいない犬猫に対する無責任な餌やりの防止等を通じて、所有者等からの引取り数を減らし、その上で、引き取った犬猫の返還及び適切な譲渡の取組を促進し、その結果として殺処分数の減少を図ります。

#### (2)動物取扱業者の責任の徹底

社会的な自覚を持った飼い主育成の担い手として、その役割を十分に果たしていくよう、動物取扱業者の資質の向上を図るとともに、適時適切な監視指導を行うことなどにより、動物取扱業者の責任の徹底を図ります。

#### (3)地域の実情に応じた取組の推進

動物をめぐる地域社会の問題解決力の向上を目指して、県と市町とが各々の役割分担のもと、緊密に連携して、獣医師会や動物愛護推進員、動物愛護団体等との連携・協働を促進し、地域の実情に応じた多様な取組を進めます。

#### (4)県民と動物の安全の確保

人と動物のふれあう機会が多くなったことから、人と動物の共通感染症への対応や、特定動物による危害の防止、災害発生時の連携・協力体制の充実などにより、人と動物の安全確保を図ります。



## 第2章 施策展開

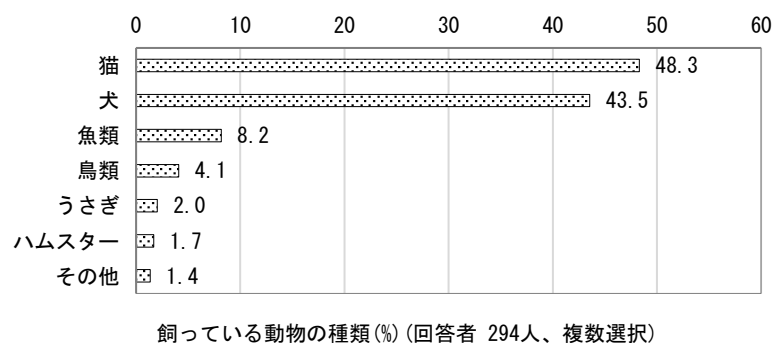
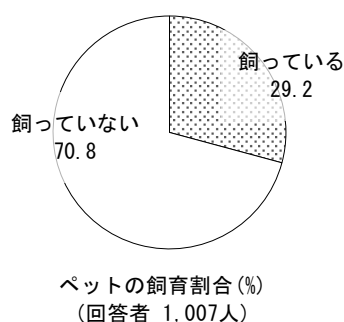
### 1 所有者等の社会的責任の徹底

#### (1)適正飼養の普及啓発の強化

石川県が行ったアンケート調査結果(令和2年度)(以下、「アンケート」という。)によると、家庭で犬や猫などの動物を飼養している人の割合は29.2%となっており、民間の調査結果28.2%(一般社団法人ペットフード協会 令和2年度全国犬猫飼育実態調査)とほぼ同じ割合となっています。

動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、その飼養及び保管を適切に行うことが求められ、飼い主が責任と自覚を持って正しく動物を飼養・管理し、動物による近隣等への迷惑行為を防止することなどにより、動物が地域の一員として共生できるよう、普及啓発に努める必要があります。

動物の飼育状況 (アンケート結果)



#### ①終生飼養の推進

##### ★ 現状

いままで犬や猫を飼った人で、「最後まで飼った」(終生飼養)人の割合は93.4%で、「途中で飼うことをやめたことがある」人の割合は6.6%となっています。途中で犬や猫の飼養をやめた理由は、「逃げてしまったから」(19.6%)、「引越し等で飼えなくなったから」(17.4%)、「飼い主の死亡等、面倒を見る人がいなくなったから」(16.7%)の順となっています。また、途中でペットの飼育をやめた人で、「飼うことができる人・団体に譲渡した」人の割合は55.6%で、「保健所に引き取ってもらった」人の割合が17.8%となっています。

なお、平成24年度の法改正により、動物の所有者の責務として終生飼養が明記されました。

##### ★ 課題

犬や猫の飼い主に対して、安易に飼養を行い、途中で飼養を放棄することなどが無いよう、終生飼養の徹底を図る必要があります。

##### ★ 今後の方針

動物の飼養にあたっては、それぞれの飼い主が動物に関して正しい知識や理解を持つとともに、家族と同様に愛情を持って終生飼養する責務を果たすことが求められることを普及啓発します。

## ◆ 具体的な取組

・動物愛護週間を通じて、動物の命を大切にしよう終生飼養を普及啓発します。

(ア) 「動物愛護フェスティバル」の開催

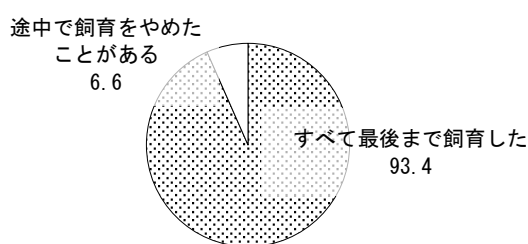
(イ) 小学校の児童を対象とした動物愛護絵画コンクールの実施

(ウ) 県、市町広報

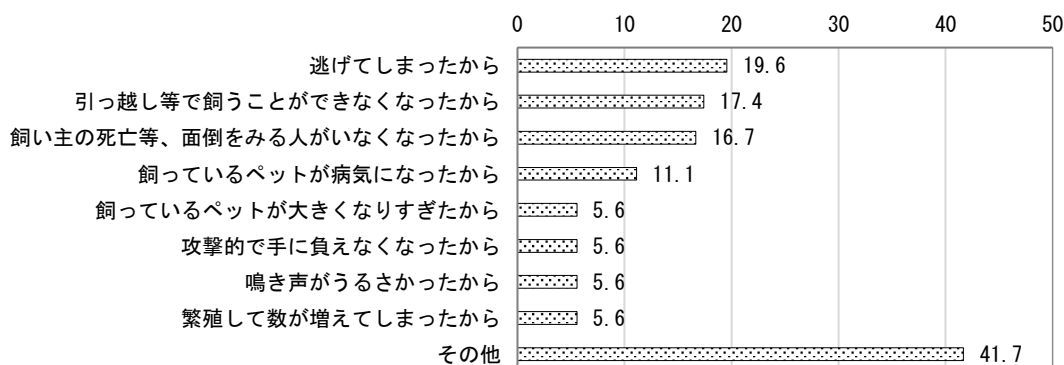
・リーフレットやホームページ、小学校の児童を対象とした「子供と犬のふれあい教室」等により、終生飼養を啓発します。

・負傷動物の収容については、その大部分を猫が占め、屋外飼養や「飼い主のいない猫」が交通事故等により負傷した事例が多いことが考えられます。交通事故の防止、感染症の予防等を図るため、室内飼養の推進を図ります。

### 動物の終生飼養の状況（アンケート結果）



終生飼養割合 (%) (回答者 712人)



終生飼養をやめた理由 (%) (回答者 46人、複数選択)

## ②犬、猫の不妊・去勢手術の普及啓発

### ◆ 現状

飼っている犬や猫に不妊又は去勢の手術をしている割合は、犬については、「すべてに手術している」(67.2%)、「一部に手術をしている」(4.8%)を合せて 72.0%、猫については、「すべてに手術している」(92.9%)、「一部に手術をしている」(2.1%)を合せて 95.0%となっており、平成 25 年度よりも犬猫ともに増加しました。しかし、一方で、「増えすぎたから」という理由で、保健所、県の南部小動物管理指導センター及び金沢市動物愛護管理センター（以下、「保健所等」と言う。）に犬猫の引取りを依頼する飼い主も見られます。

不妊・去勢手術をしていない理由は、犬は、「可哀想だから」(50.0%)、猫は、「幼齢だから」(57.1%)が最も高くなっています。

なお、令和元年度の法改正により、犬又は猫の所有者に対し、適正飼養が困難となるおそれがある場合に、その繁殖を防止するために、不妊・去勢手術措置等を行うことが義務付けられまし

た。多頭飼育崩壊に陥る事態を予防し、適正な飼養または保管が図られるために設けられたものです。

### ★ 課題

犬や猫のみだりな繁殖により、飼養頭数が増え、適切な飼養管理ができなくなってしまった場合、動物を劣悪な飼養環境下におくこととなるだけでなく、人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の発生のおそれがあるため、不妊・去勢手術の普及啓発を図る必要があります。

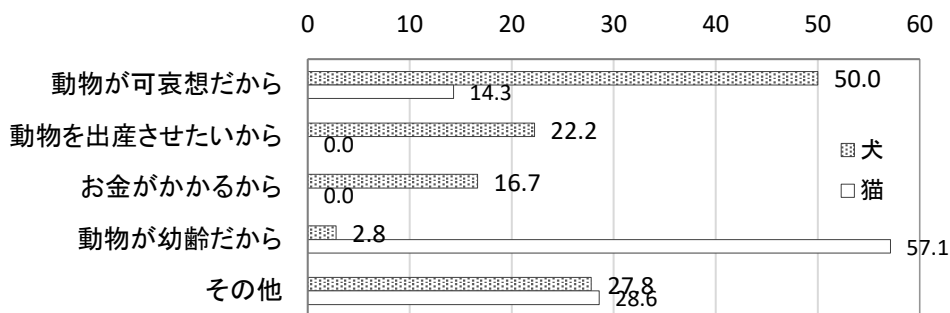
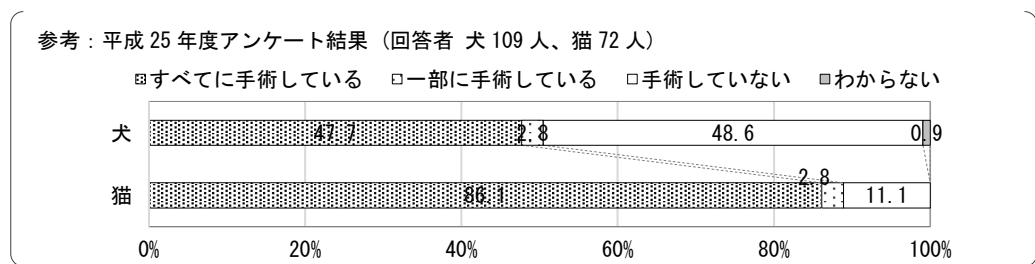
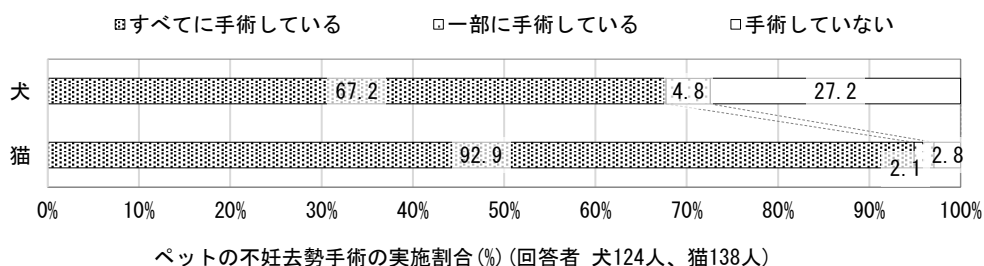
### ★ 今後の方針

犬や猫のみだりな繁殖を防止するため、飼い主が責任を自覚し、正しく動物を飼養できるよう、不妊・去勢手術の普及啓発を図ります。

### ★ 具体的な取組

- ・飼い主に対し、不妊・去勢手術の必要性やメリットについて市町、獣医師会等を通じ、情報発信を図ります。
- ・動物販売業者を通して、店頭におけるリーフレット等の配布や顧客に対する不妊・去勢手術の呼びかけを行うよう取組みます。
- ・市町、動物愛護団体等が行う動物の正しい飼い方教室等の開催を支援します。

動物の不妊・去勢手術の実施状況（アンケート結果）



ペットの不妊・去勢手術をしない理由 (%) (回答者 犬36人、猫7人、複数選択)

### ③所有者明示の推進

#### ★ 現状

飼っている犬や猫に、飼い主が誰であるかわかるように名札やマイクロチップ、又は狂犬病予防法で犬に義務づけられている鑑札を装着(明示)している割合は、犬については鑑札の義務づけがあるにもかかわらず「すべてに明示している」が、36.8%、猫については31.2%となっており、平成25年度よりも犬猫ともに増加したものの、所有者明示率はいまだ低い状況です。

飼っている犬や猫に明示をしていない理由は、犬は、「面倒だから」(31.4%)、猫は、「室内飼いだから」(38.7%)が最も高くなっています。

また、所有者明示を行っている飼い主のうち、マイクロチップで所有者明示を行っているのは、犬の飼い主で42.3%、猫で43.5%でした。

#### ★ 課題

犬や猫の飼い主に対して、所有者明示の意義及び役割についての理解を深めるための啓発を行い、所有者明示の推進を図る必要があります。

令和元年度の法改正により、令和4年6月から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着及び所有者情報の登録義務化が課されることから、所有者明示の意義及び役割について、より一層県民の理解を深めるとともに、マイクロチップ装着についても普及促進を図る必要があります。

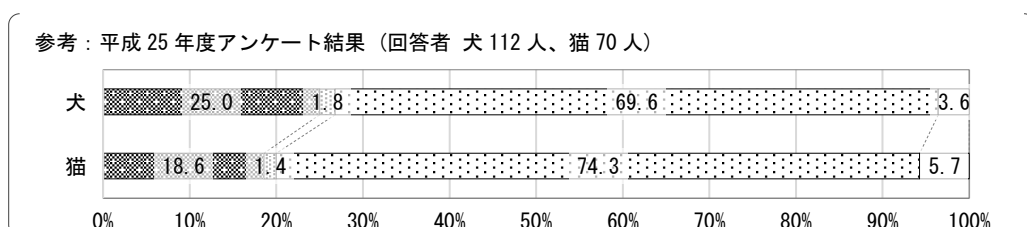
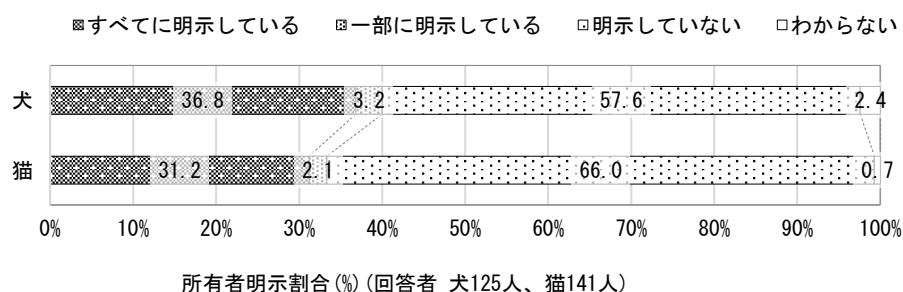
#### ★ 今後の方針

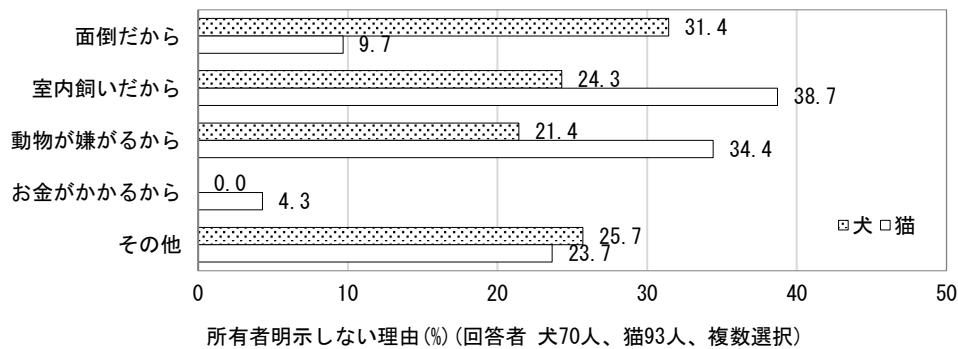
動物の所有者を明示することにより、迷子になった場合や災害時の保護、返還への対応が容易になるとともに、周囲への迷惑行為や遺棄の抑制も期待されることから、所有者明示を促進します。

#### ★ 具体的な取組

- ・狂犬病予防注射時や犬登録時等に、市町による鑑札、注射済票の装着の指導を徹底します。
- ・市町、獣医師会と連携し、各種広告媒体を活用するとともに動物愛護フェスティバル等の機会をとらえて、マイクロチップの装着などによる所有者明示の必要性を普及啓発し、徹底を促します。
- ・ペットショップ等を通して飼い主に対し、マイクロチップの装着などによる所有者明示の徹底を促します。

#### 動物の所有者明示の状況（アンケート結果）





#### ④迷惑問題の防止の推進

##### ◆ 現状

飼い犬や飼い猫の放し飼いや鳴き声、糞害などに関する苦情や相談が保健所等に多く寄せられています。令和元年度の苦情等受理件数は犬については323件、猫については261件であり、近年横ばい傾向にあります。

一方で、アンケートによると、最近3年間に、犬や猫による迷惑を受けたことがある人は55.6%で、内容は「自宅の敷地内に糞尿をされる」(25.6%)、「自宅の近隣で糞が放置されている」(23.9%)、「野良犬・猫が徘徊している」(19.3%)、「鳴き声がうるさい」(16.8%)などの順となっています。

また、迷惑の原因となっているのは、「飼養者のいる犬」が41.7%、「飼養者のいない猫」が35.3%、「飼養者のいる猫」が23.8%の順となっています。

##### ◆ 課題

犬や猫のふん尿や鳴き声などによる迷惑問題を防止するため、所有者等のモラルの向上やマナーの普及啓発を図る必要があります。

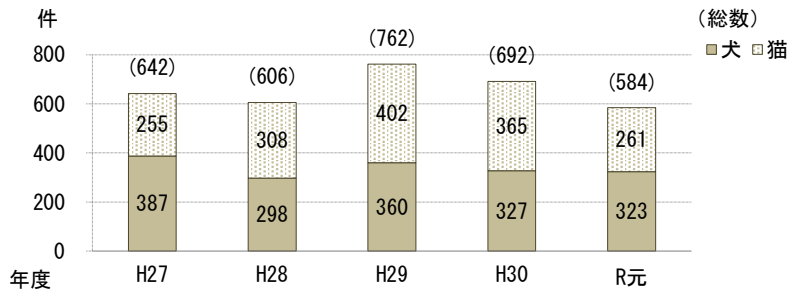
##### ◆ 今後の方針

所有者等には、動物の飼養にあたって地域住民に迷惑をかけないモラルの向上やマナーの遵守が求められるため、正しい飼い方について普及啓発を行い、その徹底を図ります。

##### ◆ 具体的な取組

- ・所有者等のモラルの向上とマナー遵守の徹底を図るため、正しい飼い方の普及啓発を行うなど、市町、獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護団体と連携し、動物の飼養による迷惑問題の防止を図ります。
- ・令和元年度の法改正により、不適正飼養等に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態や、動物が衰弱する等の虐待を受ける恐れがある事態が生じていると認められる場合には、従来の規定による勧告・命令に加えて、必要な指導又は助言、報告徴収又は立入検査が可能となったことから、指導や監督強化についての体制整備を行います。
- ・道路や公園など公共の場所における犬のふんの始末や、動物を捨てないことなどの注意を喚起するため、市町による迷惑問題防止の取組を促進します。
- ・動物の適正な飼養の方法などについて、動物の正しい飼い方教室やホームページ、ポスターなどにより啓発を図ります。
- ・飼い猫によるふん尿などによる迷惑問題を防止するため、室内飼養の推進を図ります。

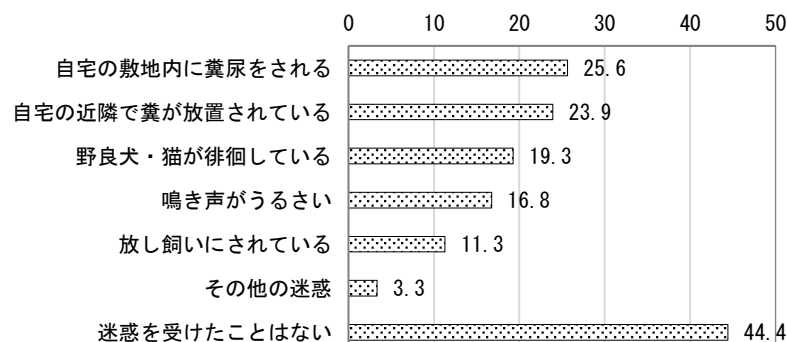
## 犬・猫に関する苦情等受理状況（薬事衛生課調べ）



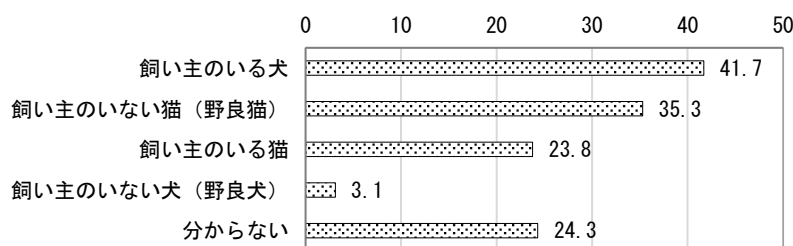
令和元年度に石川県（金沢市除く）に寄せられた苦情等受理件数の内訳（件）

犬	捕獲依頼	放し飼い	鳴き声	糞	家畜等の被害	その他	計
	159	46	23	7	1	27	263
猫	保護依頼	野良猫に餌	糞	庭の被害	畑の被害	その他	計
	92	51	27	19	10	35	234

## 犬や猫による迷惑について（アンケート結果）



犬・猫による迷惑の割合（%）（回答者 991人、複数選択）



迷惑を受けた原因の動物の割合（%）（回答者 547人、複数選択）

## ⑤多頭飼育問題の防止の推進

### ◆ 現状

近年、全国の自治体における殺処分削減の取組を妨げている課題として、多頭飼育問題の発生が挙げられています。また、周辺的生活環境への影響だけでなく、飼い主自身の生活状況や多数の動物に影響があり、メディアや SNS 等で取り上げられるなど、社会問題化しています。

本県においては、現在のところ、大規模な問題は表面化していませんが、一部に、多頭飼育による動物を原因とする鳴き声、悪臭等周辺住民からの苦情が発生しています。

また、多頭飼育崩壊により、飼育されていた犬猫が保健所等に收容された事例もあります。

#### ☐ 多頭飼育問題

多数の動物を飼養した場合、飼い方によっては動物の健康や安全が損なわれたり、臭いや鳴き声で生活環境の悪化を招くことがあります。多数の動物を飼育しているなかで、適切な飼育管理ができないことにより、下記の3つの影



響のいずれか、もしくは複数の問題が生じている状況のこと。

- ①飼い主の生活状況の悪化
- ②動物の状態の悪化
- ③周辺的生活環境の悪化

#### ★ 課題

多頭飼育問題は、動物の不適正飼養問題だけでなく、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の問題が複雑に絡んでおり、市町等関係機関と連携し、地域の課題として対策を講じる必要があります。

#### ★ 今後の方針

市町等関係機関との連携体制を構築し、多頭飼育問題が深刻化する前に、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善の3つの観点から対策を講じます。

#### ★ 具体的な取組

・国のガイドラインを参考にして、市町等関係機関との連携により、多頭飼育者の状況を把握し、問題がある飼い主に対しては、新たな飼い主への譲渡等を勧めるとともに、飼育を継続する場合は、繁殖制限措置の実施について助言や指導を行い、動物の飼育数の増加の防止に努めます。

### ⑥動物の遺棄・虐待の防止の推進

#### ★ 現状

安易な気持ちから飼養して飼いきれなくなったり、不妊・去勢手術等の繁殖制限措置を行わずに増えてしまった動物を遺棄する事例がなくなるのが現状です。また、虐待は、意図的に行われるもの以外に、飼い主の知識不足による誤った飼養方法によるものもあり、いずれも人目につきづらいため、未然に防ぐことが困難です。

令和元年度の法改正において、動物の遺棄及び虐待に対する罰則が強化されるとともに、具体的な虐待行為の例示が明記されたほか、獣医師による虐待の通報が義務化されたところです。

#### ★ 課題

動物は命あるものという動物愛護の精神を広く普及することが必要です。また、動物の生態、習性、生理等に関する知識の不足により飼養困難とならないように、動物を飼い始める前に、その動物の特性などの情報を収集し、飼養環境を整えることの重要性について周知する必要があります。

#### ★ 今後の方針

動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例、また、令和元年度の法改正により愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知を図るとともに、市町、獣医師会及び警察等との連携を強化します。

#### ★ 具体的な取組

- ・動物取扱業者、獣医師会、動物愛護団体等との連携のもと、県民に対し、安易な気持ちで動物を飼い始めることがないよう、また、飼養する動物の終生飼養及び繁殖制限措置が徹底されるよう、普及啓発を図ります。
- ・小学校等において、命の大切さや動物を飼養することに伴う責任など、動物愛護に関する普及啓発を図ります。
- ・ポスター、パンフレット、広報媒体等を活用し、広く県民に対し、遺棄や虐待防止に関する周知を強

化していきます。

- ・県民に対し、動物の遺棄や虐待を発見したときは、最寄りの保健所等や警察署等に通報するよう呼びかけ、早期発見に努めます。
- ・遺棄や虐待が疑われる通報に対しては、関係機関(警察・獣医師会・市町等)と連携し、迅速に対応します。

## (2) 犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底

### ◆ 現状

犬の登録頭数は、平成 21 年度の 52,339 頭から平成 30 年度の 48,397 頭へと 7.5%減少しています。全国状況でも 9.5%減少しています。

過去 10 年間の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移は、本県では平成 21 年度の 72.2%から平成 30 年度の 70.3%へとやや減少していますが、全国状況でも、減少傾向となっています。

### ◆ 課題

我が国では、昭和 32 年以降、犬の狂犬病感染事例はありませんが、現在でも狂犬病は世界各国、特にアジア地域で多く発生し、台湾では平成 25 年にイタチアナグマにおいて狂犬病の発生がありました。また、令和 2 年には、フィリピンからの輸入感染事例が報告されました。狂犬病の流行を予防するためには犬の登録、狂犬病予防注射接種が重要であり、犬の登録と狂犬病予防注射接種の徹底を図る必要があります。

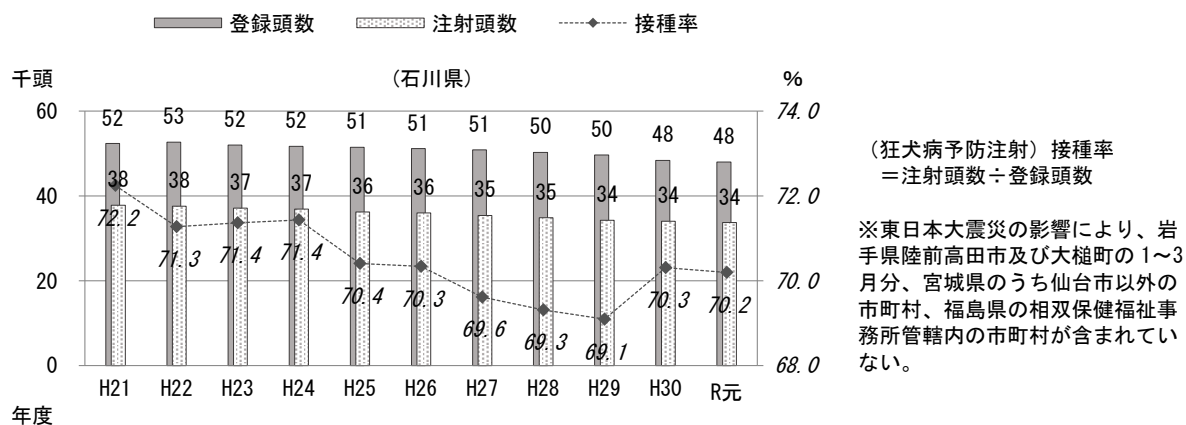
### ◆ 今後の方針

犬を飼養する場合は、登録、狂犬病予防注射の接種は、飼い主の義務であり、市町、獣医師会等と連携・協力し、犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底に努めます。

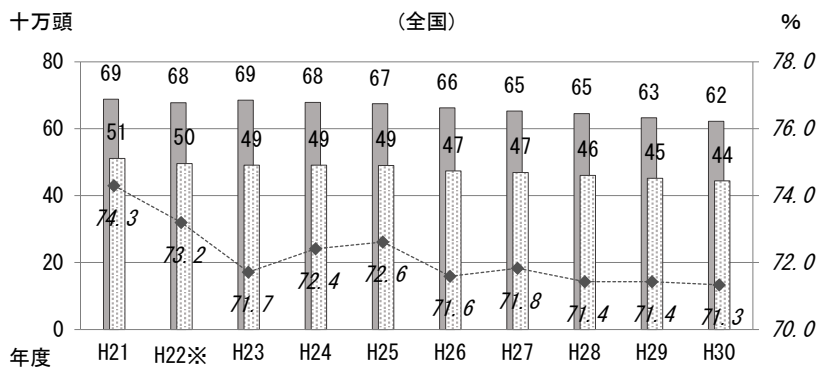
### ◆ 具体的な取組

- ・犬の登録及び狂犬病予防注射が確実に行われるよう、市町における広報等を促進していきます。
- ・市町による未登録犬の掘起しの取組等を促し、犬の登録の徹底を図ります。
- ・獣医師会、動物販売業者等との連携・協力により、動物病院、ペットショップ等を通じて、犬の登録・狂犬病予防注射接種の必要性について啓発に努めます。

犬の登録頭数・狂犬病予防注射接種率の推移 (薬事衛生課調べ、「衛生行政報告例」(厚生労働省))







※東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市及び大槌町の1～3月分、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

### (3) 犬、猫の殺処分数等の減少への取組

#### ① 犬の捕獲・引取りの状況

##### ★ 現状

過去10年間の保健所等における犬の収容頭数は、本県では平成22年度の480頭から令和元年度の163頭へと65.8%減少しています。全国状況でも8.5万頭から3.3万頭へと61.8%減少しています。また、令和元年度に収容された犬163頭のうち、けい留されていない犬の捕獲数が149頭であり、91.4%と大部分を占めています。

平成24年度の法改正において、保健所等では相当の事由がない限り、所有者から犬又は猫の引取りを拒否できる規定が設けられ、令和元年度の法改正では、更に、所有者の判明しない犬又は猫についても引取りを拒否できる場合が規定されました。

##### ★ 課題

さらに一層、捕獲・引取り数の減少に向けた取組が必要です。

特に収容数の大部分を占める、けい留されていない犬の減少に向けた取組が必要です。

また、保健所等では、終生飼養の観点から、所有者から安易な引取りを行わないこと、所有者の判明しない犬についても、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合には安易な引取りを行わないことができるようになったことを県民へ周知する必要があります。

#### ② 猫の引取りの状況

##### ★ 現状

過去10年間の猫の収容頭数は、本県では平成22年度の1,411頭から令和元年度の249頭へと82.4%減少しています。全国状況でも16.4万頭から5.3万頭へと67.5%減少しています。令和元年度に本県で引き取られた所有者不明の猫は208頭であり(引き取られた猫の83.5%)、そのうち、166頭が子猫となっています。

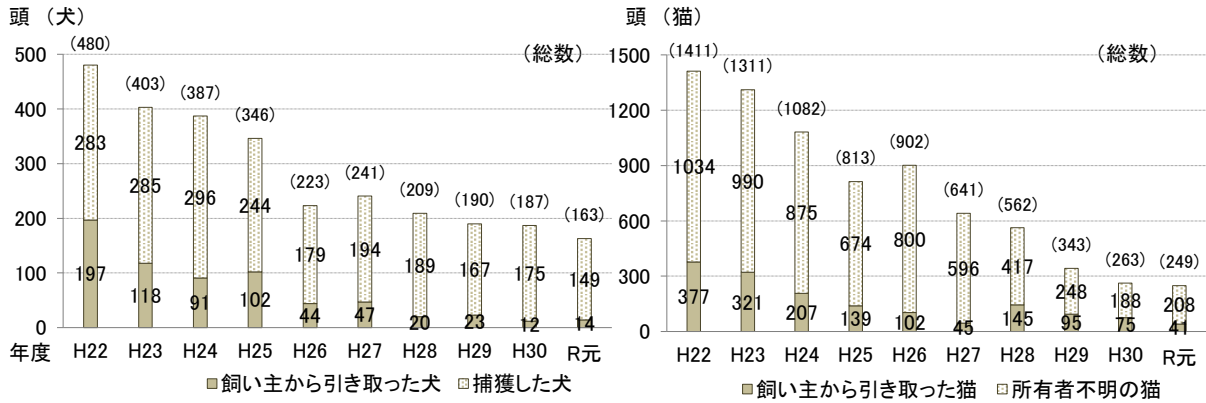
なお、犬と同様、平成24年度の法改正において、保健所等では相当の事由がない限り、所有者から犬又は猫の引取りを拒否できる規定が設けられ、令和元年度の法改正では、更に、所有者の判明しない犬又は猫についても引取りを拒否できる場合が規定されました。

##### ★ 課題

さらに一層、引取り数の減少に向けた取組が必要です。特に、引取り数の多くを占める所有者の判明しない猫の減少に向けた取組が必要です。

また、終生飼養の趣旨から保健所等では所有者から安易な引取りを行わないこと、所有者の判明しない猫についても、周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合には安易な引取りを行わないことができるようになったことを県民へ周知する必要があります。

犬と猫の収容状況について（薬事衛生課調べ）



### ③犬、猫の返還・譲渡・殺処分の状況

#### ◆ 現状

過去10年間の犬猫の返還・譲渡率の推移は、本県では、平成22年度の19.2%から令和元年度の93.0%へと増加しています。全国状況でも、18.2%から61.8%へと増加しています。

また、過去10年間の犬猫の殺処分数<sup>\*</sup>は、本県では、平成22年度の1,539頭から令和元年度の8頭へと大幅に減少しています。全国状況でも、204,693頭から32,743頭へと84.0%減少しています。

(※本県では、平成27年度から、収容後の死亡数を除いた数を「殺処分数」として集計しています。)

基本指針では、犬及び猫の殺処分を次の3分類に分け、特に②に属する犬及び猫の返還及び譲渡を進め、殺処分数を減らすことを目指すとしています。

- ① 譲渡することが適切でない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
- ③ 引取り後の死亡

本県の令和元年度の犬の殺処分数を分類すると、犬は、①②ともに0頭、③1頭であり、②に属する殺処分はありませんでした。猫は、①8頭、②0頭、③28頭であり、猫についても②に属する殺処分はありませんでした。

なお、アンケートにおいて、ペットの殺処分はどのような場合に許容できると考えるか聞いたところ、「病気やケガからの回復の見込みがない場合」が48.6%、「攻撃性や病気などが原因で、新しい飼い主に譲渡できない場合」が35.2%、「いかなる場合も許容できない」と答えた方が26.4%であり、殺処分に対する県民の考え方は多様であることが窺えます。

#### ◆ 課題

犬及び猫の殺処分数を今後も低い数値で維持するため、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡の取組の推進が必要です。

ただし、殺処分数を減らすことを優先することにより、譲渡適性のない個体を譲渡することの結果、

こう傷事故の発生や、譲渡先の団体による過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が発生しないよう、殺処分を減らしつつ、動物の適正飼養を推進する必要があります。

### ◆ 今後の方針

所有者等に対し、終生飼養の大切さ、不妊・去勢手術及び所有者明示の必要性について啓発し、捕獲、引取りされる犬、猫の数を減少させます。

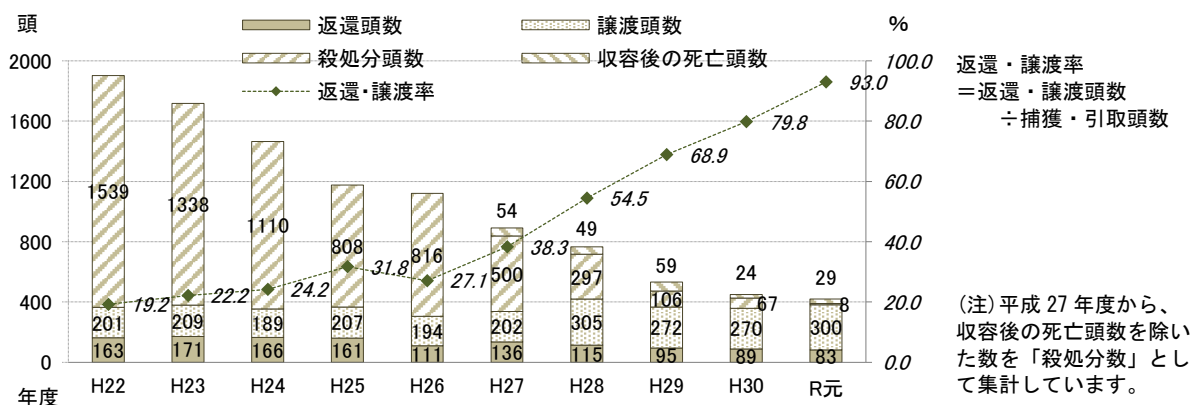
保健所等に收容された犬、猫については、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力し、元の飼い主への返還や、新しい飼い主への譲渡を推進します。これらにより、殺処分数の減少に向けた取組を進めます。

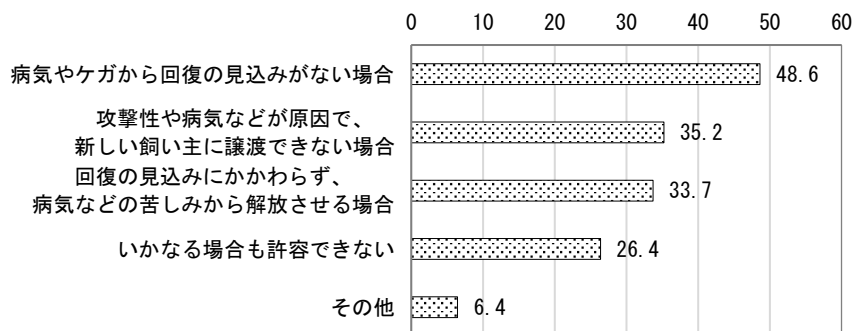
### ◆ 具体的な取組

- ・けい留されていない犬については、人畜への危害防止のため「犬の危害防止条例」に基づき抑留し、繁殖を防止します。
- ・飼い主がやむを得ず犬、猫を飼えなくなった場合は、譲渡できるものについては、譲渡先を自ら探すよう指導します。
- ・收容された犬や猫の譲渡については、譲渡適性のある個体を中心に積極的に進めることとします。また、各種広報媒体を活用し、譲渡事業について周知に努めます。
- ・譲渡に当たって飼養希望者の適正等の審査や譲渡する動物の選定基準等を記載した「犬猫の譲渡実施要領」(令和元年7月策定)を必要に応じ見直します。
- ・獣医師会及び動物愛護団体等と連携し、譲渡のためのネットワークづくりを進めます。
- ・返還促進のため、マイクロチップ等による所有者明示等を促します。犬は鑑札、狂犬病予防注射済票の装着の徹底を促します。
- ・所有者不明の犬、猫については、保健所等のホームページなどにより情報を提供し、返還を進めます。
- ・交通事故等で負傷した犬、猫を保護するとともに、飼い主への返還を進めます。
- ・終生飼養等の趣旨から保健所等では犬、猫を安易に引き取らないことをホームページに掲載する等により、県民への周知を図ります。
- ・離乳前の子猫等を自宅等で一時的に預かり、飼育していただく一時預かりボランティア制度を活用することにより、子猫等の譲渡率の向上を図ります。

※終生飼養の大切さ、不妊・去勢手術及び所有者明示の必要性については、「(1)適正飼養の普及啓発の強化」参照  
 ※所有者の判明しない猫の減少に向けた取組については、「3 地域の実情に応じた取組(3)飼い主のいない猫対策」参照

犬、猫の返還・譲渡・殺処分の状況（薬事衛生課調べ）





殺処分が許容できる理由 (%) (回答者 993人、複数選択)

#### (4) 災害時のペット動物の同行避難について

##### ★ 現状

石川県地域防災計画では、災害への備えとして、ペットの飼い主はペットとの同行避難や避難所での飼育について準備することとしており、これまで、県防災総合訓練や動物愛護フェスティバル等様々な機会を利用して、同行避難の必要性やペット用備蓄用品の準備について啓発を行ってきました。一方で、アンケートでは、ペットとの同行避難について知らないと回答した方が 65.4%に上っており、平成 25 年度のアンケート調査結果からほとんど変化がありませんでした。

##### ☐ 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、指定避難場所等まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とのペットの同居を意味するものでない。(環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」用語解説より引用)

##### ★ 課題

災害時にペットの同行避難が円滑に行われるよう、日頃から、むやみに吠えないようにするなどのしつけ、予防接種などの健康管理、ペットフードの備蓄などについて、周知を図る必要があります。また、避難所等での飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先の確保の重要性についても、周知を図る必要があります。

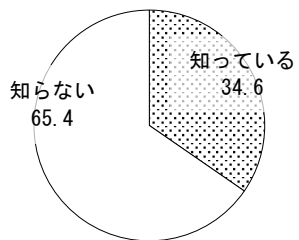
##### ★ 今後の方針

災害が起こった時に飼い主がペットと同行避難するためには、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められるため、日頃から災害に備えるべき対策について普及啓発を図ります。

##### ★ 具体的な取組

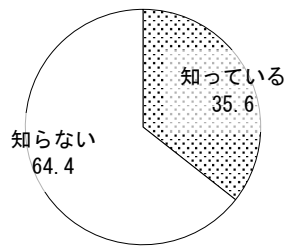
- ・災害時に避難する場合は、ペットと同行避難することなどについて、各種広告媒体を活用するとともに県防災総合訓練等の機会をとらえて、県民への周知に努めます。
- ・飼い主に対し、むやみに吠えないようにするなどのしつけ、予防接種などの健康管理、ペットフードの備蓄、一時預かり先の確保など日頃から、備えるべき対策について市町、獣医師会等を通じ、情報発信を図るとともに、ホームページやリーフレットなどにより、啓発を図ります。

ペットと防災について（アンケート結果）



ペットとの同行避難の認知割合 (%)  
(回答者 991人)

参考：平成 25 年度アンケート結果（回答者 295 人）



## 2 動物取扱業者の責任の徹底

### (1) 動物取扱業者の登録・届出の徹底

#### ✦ 現状

動物取扱業の登録数は、動物愛護管理法により登録制となった平成 19 年度から増加し、第一種動物取扱業者が、令和 2 年 3 月末現在で 379 件となっており、平成 25 年 9 月から届出制となった第二種動物取扱業は 4 件となっています。

#### ✦ 課題

動物取扱業者に対する指導を行っていくため、無登録業者や無届業者が発生しないよう、登録や届出制度の着実な運用が求められます。

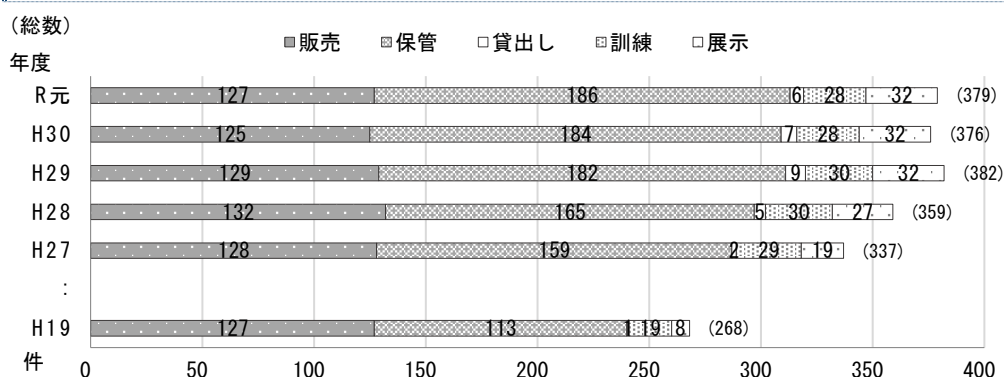
#### ✦ 今後の方針

動物取扱業の一層の適正化を図るため、動物取扱業者の登録や届出制度の着実な運用を図る必要があります。

#### ✦ 具体的な取組

・動物取扱業の適正化を期すため、動物の販売、保管等は無登録で行っている者や非営利で一定数以上の動物の譲渡等無届けで行っている者がいた場合、すみやかに登録や届出をするよう指導します。

第一種動物取扱業の登録状況（業事衛生課調べ）



※競りあわせん業・譲受飼養業の登録は無い。

※第二種動物取扱業は 4 件登録されている。(令和元年度末)

### (2) 動物取扱業者に対する監視・指導の強化

#### ①監視・指導の状況

#### ✦ 現状

法により動物取扱業者に対しては、飼養施設の維持管理や動物の取扱い方法等について、細かな遵守事項が定められており、定期的な監視により飼養施設や動物の取扱い状況などについて監視・指導を実施しています。

令和元年度の法改正では、第一種動物取扱業による適正飼養等を促進するため、犬猫等販売業者に係る環境省令で定める遵守基準が具体的に明示されることになりました。さらに、動物の販売



売場所が事業所に限定されたほか、知事等に、勧告に従わない事業者の公表、登録取消後の勧告等の権限が規定されました。また、販売される犬と猫については、マイクロチップの装着の義務が規定されました。

#### ★ 課題

動物取扱業者に対し、法に定める基準が遵守されるよう監視・指導を強化していく必要があります。

### ②顧客に対する説明の状況

#### ★ 現状

動物販売業者は、販売した動物が適正に飼養されるよう、販売時に適切な給餌や運動の方法等について説明した飼い方手帳等を交付するとともに、顧客に署名等により受領の確認をしています。

#### ★ 課題

動物販売業者は、顧客が動物を購入する際、事業所において終生飼養の責務や不妊・去勢手術の実施、遺棄の禁止などについて説明することなどが動物愛護管理法で義務づけられており、その徹底が求められます。

#### ★ 今後の方針

法に定める遵守事項を徹底するため、動物取扱業者に対する監視・指導を実施します。

とり分け、動物販売業者は、販売時に顧客に対して、飼い主としての自覚を促すための十分な説明が必要であり、動物を飼養していく上で必要な知識を提供するよう指導を強化します。

#### ★ 具体的な取組

- ・動物取扱業者に対し、法に定める標識等の掲示や飼養施設の構造・管理方法等を確認し、併せて販売時における動物の特性や飼養管理方法について事前説明の周知を図るなど、法の遵守の徹底に向けた監視・指導を実施します。
- ・動物販売業者が顧客に対し、動物の生理、生態、習性についての知識や終生飼養、不妊・去勢手術の実施などについて説明するよう指導を拡充します。
- ・犬猫を販売する業者に対し、新たに規定された基準やマイクロチップに係る規定が実施されるよう指導するとともに、犬猫等健康安全計画の策定、遵守や幼齢の犬猫等を販売しないよう指導します(令和3年6月から出生後56日を経過しない犬猫の販売が規制されます)。
- ・犬猫等を販売する業者については個体ごと、その他の動物については品種ごとに所有状況の帳簿記載と定期報告届出、獣医師との連携確保等、保管書類のチェックや実施に販売されている動物の確認等、規定の遵守を確認します。

### (3)動物取扱責任者の資質の向上

#### ★ 現状

法により事業所ごとに設置が義務づけられている動物取扱責任者に対し、動物取扱業に係る業務が適切に実施されるよう、法の解説や適正な飼養施設の管理等に関し、動物取扱責任者研修会を実施しています。

#### ★ 課題

動物取扱責任者は、販売した動物などが適正に飼養されるよう飼養に関する知識と技術を習得しておく必要があることから、内容の充実した研修を実施する必要があります。

#### ★ 今後の方針

動物の取扱業の適正化を図るため、動物取扱責任者に対する研修内容の充実を図っていきます。

#### ★ 具体的な取組

・関係法令や犬、猫のしつけの方法など動物の取扱いに関する情報の提供や受講者のニーズも踏まえ、動物取扱責任者研修会の研修内容を充実していきます。

### (4) 産業動物、実験動物の適正な取扱いの推進

#### ★ 現状

産業動物については、牛、豚、鶏等の産業動物の飼養数は、平成31年2月現在、家畜(乳用牛、肉用牛、豚)が27,520頭、家きん(採卵鶏)が約119万羽となっています。

#### ★ 課題

産業動物の関係者に対し、動物の愛護及び管理の必要性について周知に努める必要があります。

#### ★ 今後の方針

産業動物については、特性に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及啓発を推進します。また、動物を科学上の利用に供する施設の管理者等に対し、実験動物の適正な飼養及び保管の周知に努めます。

☐ 産業動物、実験動物を飼養又は保管する者は、動物取扱業者には該当しません。

#### ★ 具体的な取組

・畜産農家等に対して関係部局と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知徹底を図っていきます。

・動物実験を行っている施設等に対し、国際的にも普及し、定着している「3Rの原則」などの普及啓発を図っていきます。

☐ 3Rの原則

代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、苦痛の軽減(Refinement)



### 3 地域の実情に応じた取組の推進

#### (1) 地域における動物愛護と適正な飼養を推進する体制づくり

##### ◆ 現状

動物の適正飼養や不妊・去勢手術の必要性等、動物愛護の普及啓発については、市町、獣医師会や動物愛護推進員、動物愛護団体等と協力しながら推進しています。

##### ◆ 課題

地域の動物愛護に係る問題の解決には、地域の実情に応じた取組が必要です。このため、市町や動物愛護推進員、動物愛護団体、地域住民が連携・協働して、課題解決していく仕組みづくりが必要です。

##### ◆ 今後の方針

地域の実情に応じた動物愛護と適正な飼養の取組を推進するため、県、市町、獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護団体等による協働関係の構築を進めます。

##### ◆ 具体的な取組

- ・犬、猫等の動物の愛護と適正飼養の啓発や、みだりな繁殖を防止する不妊・去勢手術の助言などを行うため、動物愛護の推進に熱意と見識を有する動物愛護推進員による、地域における犬、猫等の動物愛護と適正飼養を推進します。
- ・地域における動物の愛護及び管理を推進するため、県、市町、獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護団体等関係者で協議します。
- ・地域における動物の愛護管理活動を推進するため、市町の動物愛護管理担当者の研修を行います。

#### (2) 小学校等における取組の支援

##### ◆ 現状

小学校等における動物の愛護と適正な飼養管理の取組は、それぞれの学校等で独自に行われています。また、小学校等における動物の飼養状況も様々に異なっています。

##### ◆ 課題

小学校等において、動物とのふれあいや動物の飼養を通し、命の大切さを知ることができるよう、動物愛護に関する普及啓発の支援が求められます。また、適正な飼養動物の取扱いができるよう獣医師会等と連携した取組が望まれます。

##### ◆ 今後の方針

小学校等で子どもたちが動物とのふれあいや適正飼養などを通して、動物に対する関心や理解を深めるとともに動物の命を大切にすることを育む取組の支援に努めます。

##### ◆ 具体的な取組

- ・子どもたちと動物とのふれあいなどを通して、動物の温もりや親しみを感じさせ、命の大切さを知ることができるように支援します。
- ・教育委員会、獣医師会等と連携し、学校飼養動物の適正飼養のため、学校教職員等に対し、飼養

方法や人と動物の共通感染症についての研修会等に取り組んでいきます。

・小学校等における動物の適正飼養については市町の教育委員会による取組を促進します。

### (3) 飼い主のいない猫対策

#### ◆ 現状

令和元年度に保健所等に引き取られた猫のうち、所有者不明の猫(飼い主のいない猫)は 208 頭で(引き取られた猫の 83.5%)、そのうち、166 頭が子猫となっています。また、アンケートによると、直近 3 年間に受けた犬や猫による迷惑のうち、「飼い主のいない猫」によるものは 35.3%であり、「飼い主のいる犬」の 41.7%に次いで多くなっています。

飼い主のいない猫に対する考え方は様々で、飼い主のいない猫に無責任に餌を与え、付近の住民が迷惑を訴える地区がある一方、一部の地域では、動物の命を大切にする考えから、飼い主のいない猫を地域猫として、地域住民や動物愛護団体等による猫の不妊・去勢手術の実施等に取り組んでいる事例もあります。なお、アンケートでは、地域猫活動について「聞いたことがない」と回答した方が 53.2%と半数以上を占めていました。

##### ☐ 飼い主のいない猫

特定の飼い主がいない、公園や市街地等にすみつき、人から餌をもらったり、ごみをあさるなどして生活をしている猫のことをいいます。

##### ☐ 地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の猫。その地域にあった方法で、飼養管理者を明確にし、飼養する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼養管理しこれ以上数を増やさず、一代限りの生を全うする猫を指します。また、飼い主のいない猫を、地域で「地域猫」として管理し、ふん尿や鳴き声などの問題解決を目指す活動のことを地域猫活動と言います。



#### ◆ 課題

犬や猫の殺処分数を減らすためには、引取り数の多くを占める飼い主のいない猫の数を減らす必要があります。また、飼い主のいない猫の数を減らすことは、地域で発生する迷惑問題の解決にも繋がります。

また、飼い主のいない猫に関する問題は、苦情や相談内容が地域により様々であり、餌やりを行う者と近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格も有していることもあるため、危害及び迷惑問題防止の観点から、関係市町の主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要です。

#### ◆ 今後の方針

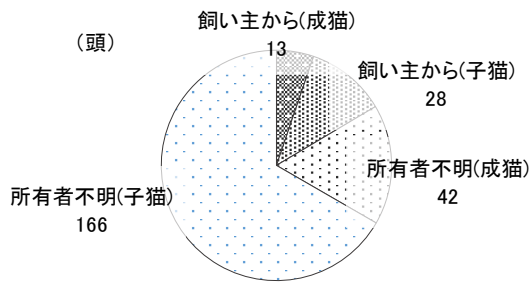
地域住民の理解の下に飼い主のいない猫を減少させる地域猫活動等、関係市町による取組を支援し、保健所等に収容される猫の数を減らすとともに、飼い主のいない猫による近隣トラブルの発生の防止に努めます。

#### ◆ 具体的な取組

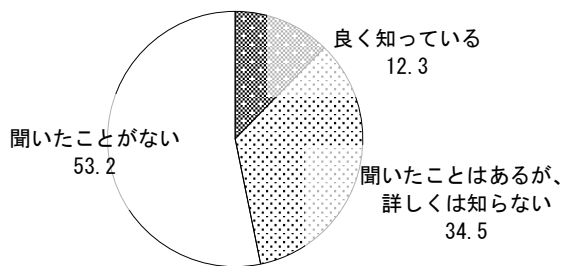
- ・飼い主のいない猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進を図ります。
- ・地域猫活動については、地域住民の理解の下に、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」等を参考にしながら、関係市町による取組に対する支援、事例収集及び適切な情報発信を行います。

- ・終生飼養や不妊・去勢手術の啓発と、猫を捨てないことなどについて、一層の注意喚起を行うとともに、市町による飼い主のいない猫の発生防止の取組を促進します。
- ・リーフレット、ホームページ等により、公園、道路、幼稚園・保育所の砂場等、公共の場所における飼い主のいない猫による迷惑問題について、広く県民の関心を喚起して、その防止を図っていきます。

猫の引取状況について(令和元年度) (薬事衛生課調べ)



地域猫活動の認知割合について (アンケート結果)



地域猫活動の認知割合 (%) (回答者 1,000人)

## 4 県民と動物の安全の確保

### (1) 人と動物の共通感染症対策

#### ✦ 現状

人と動物に共通する感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、必要に応じ患者宅への立入調査を行い、人への感染拡大防止などの措置を講じています。また、動物取扱責任者研修会において、動物取扱責任者を対象として、人と動物の共通感染症に関する情報提供を行っています。

#### ✦ 課題

人と動物の共通感染症予防の普及啓発を推進する必要があります。

#### ✦ 今後の方針

人と動物の共通感染症の知識や予防策について普及啓発を図ります。また、人と動物の共通感染症の発生時には拡大防止に努めます。

#### ✦ 具体的な取組

- ・市町、獣医師会等と連携し、人と動物の共通感染症の知識や予防策について普及啓発します。
- ・感染症発生時には、県民、市町、医師会、獣医師会、動物取扱業者等に対し、速やかに必要な情報提供をしていきます。

### (2) 特定動物による危害の防止

#### ✦ 現状

特定動物は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのあるものであるため、許可を受けて飼養又は保管されています。

令和元年度の法改正では、特定動物の範囲に交雑することにより生じた動物が含まれるとともに、愛玩目的での飼養又は保管が禁止されました

#### ✦ 課題

特定動物の無許可飼養者をなくすることや、逸走防止対策などが求められます。

#### ✦ 今後の方針

県民の安全確保のため、特定動物の無許可飼養、遺棄など違反行為の防止に努めます。

#### ✦ 具体的な取組

- ・特定動物の飼養又は保管をする者に対し、特定動物の逸走防止のため、施設の構造や規模などが法に定める基準に適合しているか監視・指導を実施していきます。
- ・県民に対し広報等を活用し、特定動物に係る遵守事項の普及啓発をします。

特定動物の許可状況（「動物愛護管理行政事務提要」(環境省)）

(令和2年4月1日現在)

綱	許可件数(件)	飼養頭数(頭)	備考
哺乳綱	32	85	ニホンザル、ライオンなど
鳥綱	1	3	イヌワシ
爬虫綱	7	7	ワニガメなど
計	40	95	

### (3) 災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策

#### ★ 現状

石川県地域防災計画においては、災害時における犬、猫等の動物の保護や避難所における適正な飼養、さらには、特定動物の逸走対策が定められています。また、災害時に負傷したペットや飼い主とはぐれたペットの保護や応急手当のほか、避難所に同行避難したペットの適正な飼養についての指導などにおける協力・連携体制の整備を目的として、令和元年10月に(公社)石川県獣医師会との間で「災害時における被災動物救護活動に関する協定」を締結しました。

熊本地震では、多くの被災者によりペットとの同行避難が実施されましたが、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預かりなどの面で数多くの課題が指摘されました。

アンケートにおいて、すべての方を対象として、災害時にペットに関して望むことを聞いたところ、「ペットを世話できる空間(避難所内の確保)」(61.2%)、「ペットの一時預かり所(避難所外の開設)」(56.6%)、「ペット用の餌の確保」(55.3%)の順であり、災害時におけるペットの飼育場所の確保が求められています。

#### ★ 課題

災害時の動物の保護・飼養管理や、特定動物の逸走時の措置に関し、避難所を設置する市町等関係行政機関、獣医師会等との協力・連携体制の整備を進める必要があります。

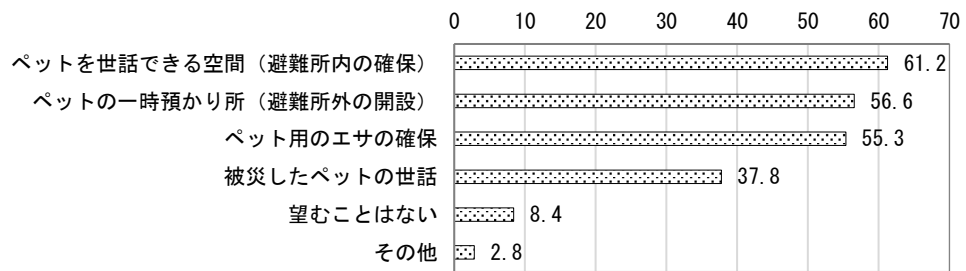
#### ★ 今後の方針

災害時の動物の保護等が円滑に行われるよう、避難所を設置する市町、動物保護ボランティア等との協力体制を確立するとともに、特定動物の逸走対策にも必要な措置を講じます。

#### ★ 具体的な取組

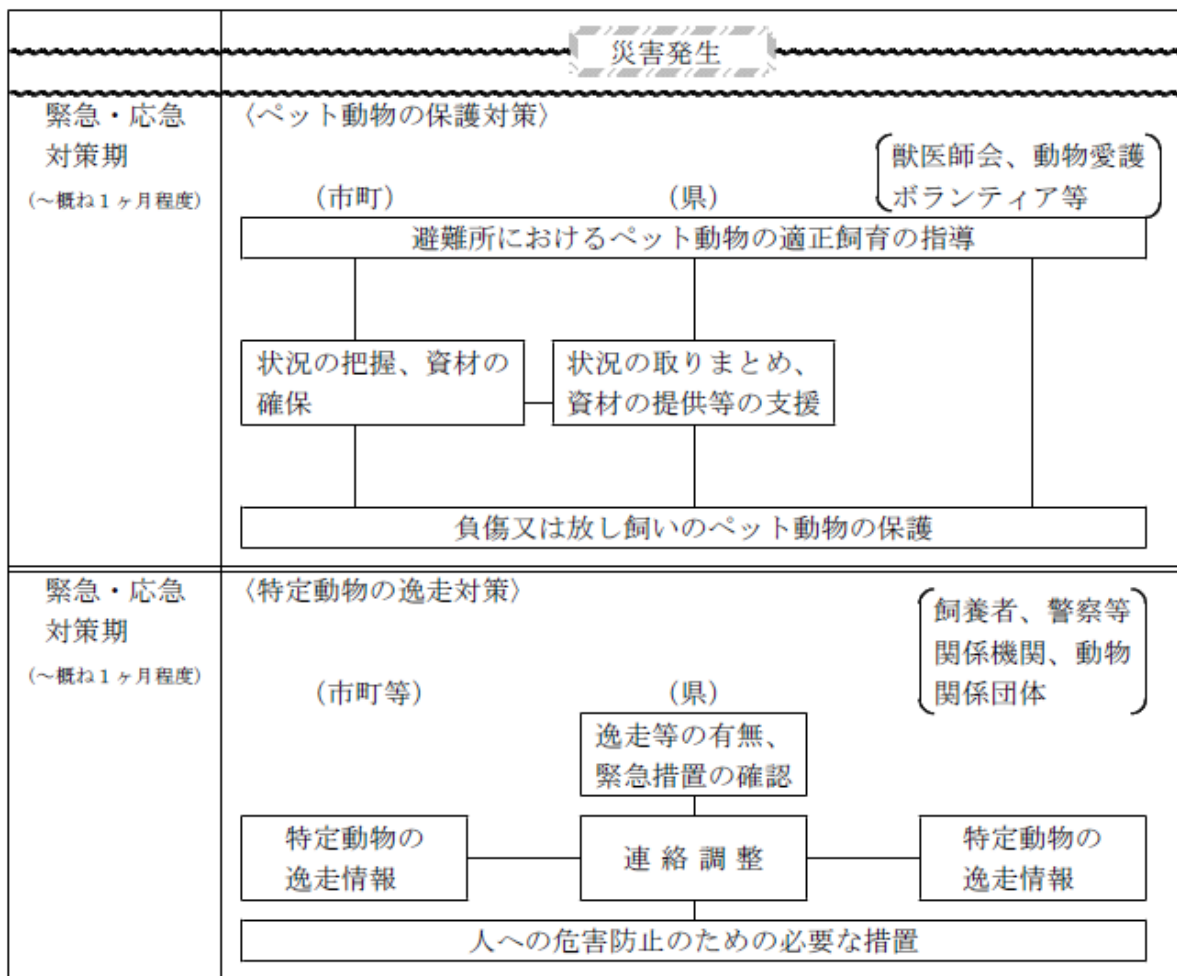
- ・避難所を設置する市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴した動物の飼養に関し、動物に苦痛を与えないことや、他の避難者の迷惑にならないことなどについて、飼い主に指導を行います。
- ・市町、獣医師会、動物愛護ボランティアと協力して、負傷又は所有者不明の動物の保護、その他必要な措置を講じます。また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行います。
- ・特定動物の飼養者に逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認します。また、特定動物が施設から逸走した場合は、必要な措置を講じます。
- ・ペットを連れた被災者の命に関わる問題として、飼い主が避難をためらわずに、避難所で適正な飼養を行うことができるよう、市町の地域防災計画等に災害時における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、ペットを連れた被災者に対し、避難所等で適切に対応できるよう、市町による体制整備を支援します。

ペットと防災について（アンケート結果）



災害時にペットに関して望むことの割合 (%) (回答者 916人、複数選択)

ペット動物の保護及び特定動物逸走対策フロー（石川県地域防災計画）





### 第3章 計画の数値目標

項 目	現状値 (R元)	基準値 (H30)	目標値 (R12)	国の動物の愛護及び 管理に関する基本指針*	
				現状値 (H30)	目標値 (R12)
犬、猫の殺処分数*	37 頭	91 頭	45 頭	40 千頭	20 千頭
犬、猫の引取り数*	263 頭	275 頭	減少	90 千頭	減少
犬、猫の返還・譲渡率*	93.0 %	79.3 %	増加	58.4%	—
苦情件数*	犬	323 件	327 件	減少	—
	猫	261 件	365 件	減少	—
所有者明示率*	犬	36.8 %	—	増加	—
	猫	31.2 %	—	増加	—

\* 犬、猫の殺処分数:薬事衛生課調べ、「動物愛護管理行政事務提要」(環境省令和2年)「国の動物の愛護及び管理に関する基本指針」で規定する殺処分の3分類の①～③の合計

- ① 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)
- ② ①以外の処分(愛がん動物、伴侶動物として家庭で飼養できる動物)
- ③ 引き取り後の死亡

\* 犬、猫の引取り数:薬事衛生課調べ、「動物愛護管理行政事務提要」(環境省令和2年)

「犬の危害防止条例」に基づく抑留を除く。

\* 犬、猫の返還・譲渡率:薬事衛生課調べ、「動物愛護管理行政事務提要」(環境省令和2年)

\* 苦情件数:薬事衛生課調べ

\* 所有者明示率:石川県「動物愛護に関するアンケート調査」(令和2年)

\* 国の動物の愛護及び管理に関する基本指針:動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(令和2年環境省告示第53号)

## 資料編

### 資料1 いしかわ動物愛護管理推進計画 検討会委員名簿

(50音順、敬称略、計14名)

区 分	氏 名	役 職
学 識 経 験 者	田村 兼人	(公社) 石川県獣医師会開業部会 会長
	橋本 憲佳	金沢大学学際科学実験センター 准教授
	眞鍋 知子	金沢大学人間社会研究域人間科学系 教授
	宮野 浩一郎	(公社) 石川県獣医師会 会長
関 係 団 体	桐畑 陽子	NPO法人猫の避妊と去勢の会 会長
	大聖寺谷 敏	(一社) 全国ペット協会 常務理事
	中川 一成	石川県町会・区長会連合会 会長
	松島 一富	いしかわ動物園 園長
関 係 行 政 機 関	英 直喜	津幡町生活環境課長
	一山 善広	金沢市保健局衛生指導課長
	小林 勝義	石川県保健所長会 会長
	出邑 肇	輪島市環境対策課長
	宮坂 巖	教育委員会学校指導課課長補佐
	宮下 太輔	警察本部生活安全部生活安全捜査課課長補佐



## 資料2 動物愛護に関するアンケート調査について

- 1 **調査目的**：動物愛護管理行政の推進のため平成26年3月に策定した「いしかわ動物愛護管理推進計画」の見直しにあたり、県民の意見を反映するため調査を実施した。
- 2 **実施主体**：石川県
- 3 **調査時期**：令和2年7月20日から9月14日まで
- 4 **調査対象**：県政モニター・インターネットモニター、事業所、福祉施設、学校、保育所等の従事者、公民館利用者など1,230人
- 5 **調査方法**：(1)県政モニターにアンケート用紙を郵送し、回答を郵送により回収  
(2)県政インターネットモニターによる回答  
(3)事業所、各種団体等に調査を依頼し、アンケート用紙の配布、回収
- 6 **調査内容**：
 

(1)ペットの飼育状況に関すること 飼育しているペットの種類と理由 (犬・猫)所有者の明示に関すること (犬・猫)不妊去勢手術に関すること (猫)飼育場所	(4)迷惑問題に関すること 迷惑の有無と原因、内容 地域猫活動に関すること (5)県の取組に関すること 譲渡事業を知っているか 殺処分が許容できる場合の理由
(2)終生飼養に関すること	
(3)災害対策に関すること	
- 7 **回答数**：1,010人(回答率82.1%)

内訳(人)\*

地域・年代	19歳以下	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
金沢市	1	28	76	126	89	74	48	442
南加賀		13	28	52	49	33	13	188
石川中央	3	24	41	58	57	32	16	231
能登中部		7	14	20	27	23	11	102
能登北部		6	5	6	13	11	4	45
計	4	78	164	262	235	173	92	1,008

\*住所・年齢について回答のあった人

---

## 石川県健康福祉部薬事衛生課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

TEL (076)225-1443 FAX (076)225-1444

---